

## 平成25年度事務事業評価表（基本）

事務事業名	巡回入浴サービス委託	重点評価区分	重点	担当部	福祉部
				担当課	障害福祉課

## 基本情報

## 1 事務事業の概要

開始年度	昭和55年度	根拠法令	葛飾区心身障害者(児)巡回入浴サービス事業実施要綱(昭和55年度)
性質区分	サービス提供	実施形態	区単独(委託)
対象者	在宅の身障手帳1・2級又は愛の手帳1～3度の所持者で、介護保険制度で入浴の給付がある者を除く。		
裁量区分	あり		
実施内容 (事務事業の実施内容、手段、過去の改善実績等)	<p>【概要】 家庭において家族の介助だけでは入浴することが困難な心身障害者(児)に対して巡回入浴車を派遣し、家族等と協力して入浴サービスを実施することにより、心身障害者(児)の衛生的、健康的な生活の維持を図る。</p> <p>【活動内容】 ① 入浴困難な心身障害者(児)の自宅に巡回入浴車を派遣し、自宅に浴槽を持ち込み、入浴の世話をする。 ② 利用者負担額：区民税額による応能負担(0～1,500円) ③ 入浴サービスの実施回数は、年40回を限度とする。</p> <p>【過去の改善実績】 平成16年度に利用上限回数の見直しを行った。(月3回の限度⇒年36回) 平成24年度に利用上限回数の見直しを行った。(年36回⇒年40回)</p>		

## 2 施策及び事務事業目的

施策番号	施策	0501	障害者が自分らしく自立した生活が営めるように支援します
事務事業目的	家庭において家族の介助だけでは入浴することが困難な心身障害者(児)に対して巡回入浴車を派遣し、家族等と協力して入浴サービスを実施することにより、心身障害者(児)の衛生的、健康的な生活の維持を図る。		

## 実績情報

## 1 成果指標の達成状況

成果指標	指標の根拠	単位	区分	22年度	23年度	24年度
サービス提供回数	延べ入浴サービス利用回数	回	目標	1,775	1,941	1,703
			実績	1,650	1,641	1,691
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

## 2 活動指標の達成状況

活動指標	指標の根拠	単位	区分	22年度	23年度	24年度
利用者数	年度末利用者数	人	目標	70	67	66
			実績	63	64	61
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

### 3 コスト内訳（決算）

項目		単位	24年度	
収入	特定財源			
	国庫支出金	千円	3,786	
	都道府県支出金	千円	1,893	
	その他	千円	0	
	一般財源 (a)	千円	9,051	
支出	直接事業費 (b)	千円	13,150	
	委託料	千円	13,150	
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		職員人件費 (c)	千円	1,580
		人件費	千円	1,580
		人	0.20	
	再雇用職員	千円	0	
		人	0.00	
	間接費 (d)	千円	0	
	調整額 (e)	千円	160	
	減価償却費	千円	0	
	金利	千円	0	
	退職給与引当	千円	160	
	(控) コスト対象外	千円	0	
	トータルコスト (f) (b+c+d+e)	千円	14,890	

### 4 単位あたりコスト

項目	単位	24年度
単位の定義		サービス提供回数（延べ入浴サービス利用回数）
実績数値 (g)	回	1,691
単位あたり区単コスト (a/g)	円	5,352
単位あたりコスト (f/g)	円	8,805

## 平成25年度事務事業評価表（重点評価）

事務事業名	巡回入浴サービス委託	担当部	福祉部
		担当課	障害福祉課

### 過年度の実績状況の評価と今後の方向性

実績状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度から、サービスの利用上限回数を年36回から年40回へと拡大した。24年度の利用回数実績は、前年度より50回増加していることからみると、拡大の効果が出ていると考えられる。</li> <li>・サービスの提供は、専門の技術を持つ民間事業者にて委託しており、事業者は入札により決定している。近年、事業者との契約単価は下がってきており、コストの縮減が図られている。</li> <li>・利用者負担は区民税額による応能負担としているが、平成24年度末の利用者61人中55人が非課税・生活保護受給者のため負担額0円となっている。</li> <li>・サービス提供に関する大きな苦情はほとんど寄せられていないが、週1回は利用したいという要望が寄せられている。</li> </ul>		
今後の方向性	改善	<p>サービス利用者61人（平成24年度末）の状況をみると、すべての方が身体障害者手帳を所持しており、うち54人が1級である。重度の障害者の入浴には、本サービスの利用が不可欠であるため、引き続き事業を実施していく。</p> <p>ただし、利用者からは週1回は利用したいとの要望が寄せられており、心身障害者（児）の衛生的・健康的な生活の維持を図るといふ本事業の目的を更に達成していくため、サービスの利用上限回数について、週1回が確保できる年52回への拡大を図っていく。</p>	
	継続		

### 「今後の方向性」に基づく取組内容

1 今後の成果指標の目標値							
成果指標	指標の根拠・計算式など	単位	区分	25年度	26年度	27年度	
			目標				
			目標				
2 今後の活動目標及び活動指標の目標値							
活動目標	視点	活動指標	単位	区分	25年度	26年度	27年度
				目標			
				目標			
				目標			
				目標			

行政評価委員会の意見や予算編成等の結果を踏まえ、年度末に記載し、区民に公表します。

## 平成24年度事務事業評価表（基本）

事務事業名	巡回入浴サービス委託	重点評価 区分	—	担当部	福祉部
				担当課	障害福祉課

## 基本情報

## 1 事務事業の概要

開始年度	昭和55年度	根拠法令	葛飾区心身障害者(児)巡回入浴サービス事業実施要綱(昭和55年度)
性質区分	サービス提供	実施形態	区単独(委託)
対象者	在宅の身障手帳1・2級又は愛の手帳1～3度の所持者で、介護保険制度で入浴の給付がある者を除く		
裁量区分	あり		
実施内容 (事務事業の実施内容、手段、過去の改善実績等)	<p>【概要】 家庭において家族の介助だけでは入浴することが困難な心身障害者に対して巡回入浴車を派遣し、家族等と協力して入浴サービスを実施し、衛生的、健康的生活を維持し、福祉の増進を図る。</p> <p>【活動内容】 ① 入浴困難な心身障害者(児)に対し、その自宅に巡回入浴車を派遣し、自宅に浴槽を持ち込み、入浴の世話をする。 ② 利用者負担金：区民税額による応能負担 ③ 入浴サービスの実施回数は年40回を限度とする。</p> <p>【過去の改善実績】 平成16年度に利用回数の見直し(月3回の限度⇒年36回) 平成24年度に利用回数の見直し(年36回⇒年40回)</p>		

## 2 施策及び事務事業意図

施策	名称	障害者自立支援
	意図	障害者が地域で自立して普通の生活をしている。
事務事業意図	家庭において家族の介助だけでは入浴することが困難な心身障害者に対して巡回入浴車を派遣し、家族等と協力して入浴サービスを実施し、衛生的、健康的生活を維持し、地域で自立して普通の生活ができるようにする。	

## 実績情報

## 1 成果指標の達成状況

成果指標	指標の根拠	単位	区分	21年度	22年度	23年度
サービス提供回数	延べ入浴サービス利用回数	回	目標	1,330	1,775	1,941
			実績	1,605	1,650	1,641
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

## 2 活動指標の達成状況

活動指標	指標の根拠	単位	区分	21年度	22年度	23年度
受給者数	年度末受給者数	人	目標	64	70	67
			実績	61	63	64
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

### 3 コスト内訳（決算）

項目		単位	21年度	22年度	23年度
収入	特定財源				
	国庫支出金	千円	5,766	4,258	3,952
	都道府県支出金	千円	2,883	2,129	1,976
	その他	千円	0	0	0
	一般財源 (a)	千円	8,171	10,228	9,461
支出	直接事業費 (b)	千円	15,200	14,995	13,789
	委託料	千円	15,200	14,995	13,789
		千円			
		千円			
		千円			
		千円			
		千円			
		千円			
		千円			
		千円			
		千円			
	職員人件費 (c)	千円	1,620	1,620	1,600
	人件費	千円	1,620	1,620	1,600
		人	0.20	0.20	0.20
	再雇用職員	千円	0	0	0
		人	0.00	0.00	0.00
	間接費 (d)	千円	0	0	0
	調整額 (e)	千円	140	180	180
	減価償却費	千円	0	0	0
金利	千円	0	0	0	
退職給与引当	千円	140	180	180	
(控) コスト対象外	千円	0	0	0	
トータルコスト (f) (b+c+d+e)		千円	16,960	16,795	15,569

### 4 単位あたりコスト

項目	単位	21年度	22年度	23年度
単位の定義		サービス提供回数（延べ入浴サービス利用回数）		
実績数値 (g)	回	1,605	1,650	1,641
単位あたり区単コスト (a/g)	円	5,091	6,199	5,765
単位あたりコスト (f/g)	円	10,567	10,179	9,488

## 政策5 障害者支援

施策  
01

## 障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します

## 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 東京都では、障害のある方が様々なサービスを受けるため、身体に障害がある方に対して身体障害者手帳、知的障害のある方に対して愛の手帳、精神に障害がある方に対して精神障害者保健福祉手帳をそれぞれ交付しています。これらの手帳の保持者数は、年々増加傾向にあります。

□ 平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（障害者総合支援法）」に改正されることになりました。「障害者総合支援法」では、新たに基本理念が定められるほか、制度の谷間を埋めるべく障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが図られることとなりました。

□ 介護者が高齢になったり、援護者がいない場合でも、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、障害者を地域で支えるための相談支援体制や生活支援の場の充実が求められています。

□ 近年は、複数の障害を併せ持つ障害者や、高次脳機能障害<sup>注)</sup>、若年性認知症、発達障害など多様な障害への対応、また、障害者の虐待への対応が課題となっています。

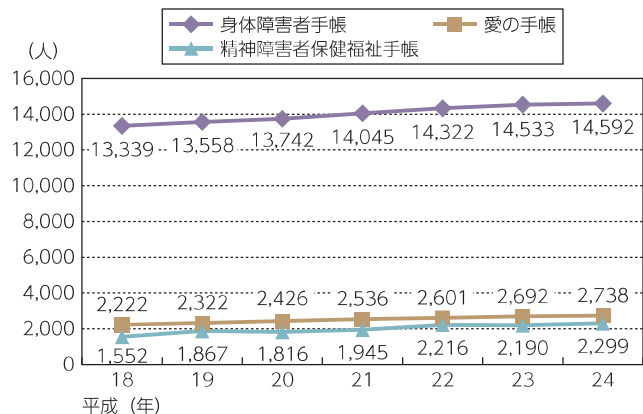
## 【施策の方向】

□ 身体、知的、精神の3障害にまたがる多様な障害の相談支援に適切に対応していくため、福祉・保健の相談機関が各々の専門性を高め、相互に連携して取り組みます。また、障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

□ 障害者自立支援法の障害者総合支援法への改正に伴い、必要な対応をしていきます。

□ 障害者の地域における生活の場を確保するため、必要な施設整備の促進を図ります。

障害者手帳の保持者数

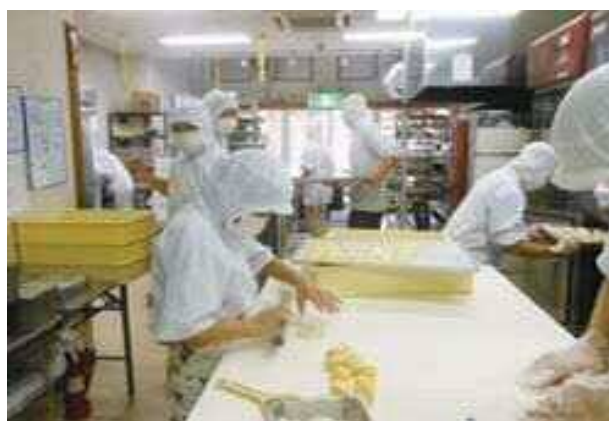


出典：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

注) 高次脳機能障害

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害をいう。

- 特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、進路希望の動向に応じて、必要な施設整備の促進を図ります。



障害者通所施設での作業の様子

【指標と目標値】

指 標	指標の説明又は出典	現 状 値 (平成23年度)	平成27年度	平成30年度	平成34年度
地域で生活している障害者の割合 (%)	地域で生活している障害者数／障害者手帳保持者数×100	98.3	98.4	98.4	98.5

【計画事業】

事 業 名	事 業 内 容
知的障害者ケアホームの整備支援	重度の知的障害者を対象とした知的障害者ケアホーム <sup>注1)</sup> の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。
〈新〉障害者通所施設の整備支援	障害者通所施設の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。特に特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、進路の中心となる生活介護 <sup>注2)</sup> や就労継続支援B型 <sup>注3)</sup> のサービスを提供する施設整備を促進します。
〈新〉地域生活支援型入所施設の整備支援	介護者の高齢化等に伴い在宅生活が困難となる障害者が円滑にケアホーム等の地域生活の場へ移行するための通過型入所施設として、また、短期入所事業や区内ケアホーム等のバックアップ機能を担う拠点として、地域生活支援型入所施設の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。
〈新〉精神障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	精神障害者グループホーム・ケアホーム <sup>注4)</sup> の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。

注1) 知的障害者ケアホーム

知的障害者が夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を受けながら、共同生活を行う住居をいう。

注2) 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

注3) 就労継続支援B型

一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

注4) 精神障害者グループホーム・ケアホーム

精神障害者グループホームは、精神障害者が夜間や休日、相談や日常生活の援助を受けながら、共同生活を行う住居をいい、精神障害者ケアホームは、精神障害者が夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を受けながら、共同生活を行う住居をいう。

## 政策5 障害者支援

### 〈事業一覧〉（平成24年度実施）

身障者手帳交付・相談事務	地域自立支援協議会運営
障害者施策推進協議会運営	日中活動支援事業
成年後見制度審判申立（障害者）	住宅設備改善費助成
障害福祉サービス給付審査会運営	自動車運転免許証取得費助成
障害福祉サービス利用計画作成	自動車改造費助成
介護・訓練等給付	巡回入浴サービス委託
補装具給付（自立支援）	心身障害者福祉手当
自立支援医療	心身障害者手当国制度分
重度脳性麻ひ者介護人派遣	重度心身障害者（児）手当
手話相談	障害者福祉センター等維持管理
身体障害者相談員活動	自立生活支援センター事業
車いす貸出	生活介護事業
知的障害者ケアホーム整備費助成	地域活動支援センター事業
生活寮利用委託	高次脳機能障害者支援事業
生活寮家賃助成	障害者週間行事
知的障害者相談員活動	地域精神保健福祉連携会議
おむつ支給・使用料助成（障害者）	就労・地域活動支援センター助成
緊急一時保護委託	精神障害者グループホーム運営費助成
出張理美容事業(障害者)	精神障害者自立支援
寝具乾燥消毒委託（障害者）	地域生活支援事業（精神障害者）
配食サービス事業委託（障害者）	精神障害者家族会助成
障害者自立支援事業委託	精神障害者社会復帰支援事業
バス借上社会参加促進経費助成	難病医療相談
生活ホーム建設経費助成	難病リハビリ教室
重度障害者特別給付金	難病患者会支援
見守り型緊急通報システム使用料助成（障害者）	難病患者訪問看護
移動支援事業委託	難病患者等居宅生活支援
日常生活用具給付	難病患者福祉手当支給事業
手話通訳者等派遣事業委託	かつしか教室
成年後見制度利用支援給付	